

平成17年第1回

小中学校組合議会会議録

開催日 平成17年3月21日

南あわじ市
洲本市 小中学校組合

平成17年第1回 南あわじ市 小中学校組合議会定例会
洲本市

平成17年3月21日(月)

午前10時00分 開議

議事日程

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | | 議席の指定 |
| 日程第2 | 選挙第1号 | 議長の選挙 |
| 日程第3 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第4 | | 会期の決定 |
| 日程第5 | 承認第1号 | 南あわじ市・洲本市小中学校組合の休日を定める条例の一部を改正する条例ほか23件の制定について |
| 日程第6 | 承認第2号 | 南あわじ市から南あわじ市・洲本市小中学校組合への学校給食事務の一部の委託について |
| 日程第7 | 承認第3号 | 南あわじ市・洲本市小中学校組合、南あわじ市の学校給食事務委託に関する規約制定について |
| 日程第8 | 承認第4号 | 淡路公平委員会設置に関する規約の変更について |
| 日程第9 | 承認第5号 | 淡路教育事務協議会への加入について |
| 日程第10 | 承認第6号 | 淡路教育事務協議会規約の変更について |
| 日程第11 | 承認第7号 | 淡路公平委員会設置規約の一部を改正する規約の変更について |
| 日程第12 | 承認第8号 | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について |
| 日程第13 | 議案第1号 | 平成17年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計暫定予算 |
| 日程第14 | 議案第2号 | 平成16年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第3号) |

出席議員（10名）

1	番	惣	田	浩	和	君
2	番	岩	橋	久	義	君
3	番	望	月	慶	子	君
4	番	木	戸	祥	行	君
5	番	滝	本	文	男	君
6	番	小	嶋	節	士	君
7	番	木	戸	秀	行	君
8	番	木	曾	弘	美	君
9	番	大	本	幸	二	君
10	番	小	林	重	明	君

欠席議員（0名）

事務局出席者氏名

教育委員会主査 山田 充 君

説明のため出席した者

管 理 者	金 山 和 永 君
南あわじ市長	
副 管 理 者	柳 実 郎 君
洲本市市長	
副 管 理 者	秀 睦 雄 君
南あわじ市助役	
組合収入役職務代理者	稲 山 益 男 君
南あわじ市会計課長	
組 合 教 育 長	森 上 祐 治 君
洲本市教育長	三 倉 二九満 君
学校教育課長	田 中 光 宣 君
人権教育課長	北 川 泰 大 君
生涯学習	岸 上 敏 之 君
文化振興課長	

午前10時00分 開会

○教育総務課長（山田 充君） 皆さん、おはようございます。

本日は休日にもかかわらず忙しい中、本会議に出席いただきまして、ありがとうございます。

私、南あわじ市教育委員会教育総務課長の山田です。どうぞよろしくお願ひします。

1月11日に南あわじ市が発足し、3月17日の議会において南あわじ市より5名の議員が選任され、本日招集されました。そういった事情から、平成17年第1回の当組合議会では、現在、議長が欠けており、議長を選任しなければなりません。このような場合は、議長が選出されるまでの間、地方自治法第106条の規定により、議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うことになっております。

よって、副議長の望月慶子議員をご紹介します。

（望月議員 議員登壇）

○副議長（望月慶子君） おはようございます。

ただいまご紹介を受けました、副議長の望月慶子でございます。

地方自治法第106条の規定によりまして、議長の職務を行います。何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

（副議長、議長席につく）

○副議長（望月慶子君） 開会に先立ち、管理者よりあいさつがございます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

○管理者（南あわじ市長 中田勝久君。） みなさん、おはようございます。

寒さ暑さも彼岸までという言葉がございます。いよいよもう春本番目の前にいたしております。きょうは今もお話ありましたとおり、休日という日にありますが、この議会開催いたしましたところ、議員の先生方には何かとご多忙の中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

私、今回、南あわじ市長ということで、この議会の管理者というようなことで、これからいろいろと皆さん方にお世話になるわけでございますが、きょうも第1回ということで、議案も非常に多くございます。それぞれのお立場の中で、何分の適切なご決定をいただきまして、組合議会としてすばらしい教育の振興のために皆さん方のお知恵なり、またご指導なり賜りながら進めてまいりたい、このように思っている次第でございます。

どうぞきょうご提案いたしております案件につきまして、よろしくご審議を賜りま

すようお願い申し上げます、冒頭のごあいさつにかえたいと思います。

きょうは本当にご苦勞さんでございます。

○副議長（望月慶子君） 管理者のあいさつが終わりました。

今回、執行部に大幅な変更がございましたので、議員並びに執行部の紹介を行います。

まことに恐れ入りますが、お名前をお呼びしますので、ご起立をお願いします。

まず、洲本市より選出の惣田浩和議員、岩橋久義議員、木戸祥行議員、滝本文男議員です。

次に、南あわじ市選出の小嶋節士議員、木戸秀行議員、木曾弘美議員、大本幸二議員、小林重明議員です。私、洲本市選出の望月慶子です。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より執行部の紹介を行います。

○教育総務課長（山田 充君） まず、管理者 中田勝久君。南あわじ市長です。副管理者 柳 実郎洲本市長です。副管理者 川野四朗南あわじ市助役でございます。組合収入役職務代理者南あわじ市会計課長 稲山益男です。組合教育長 森上祐治です。洲本市教育長 三倉二九満です。教育部長 喜田憲康です。教育部次長 柳本佳博です。学校教育課長 田中光宣です。人権教育課長 北川泰大です。生涯学習文化振興課長 岸上敏之でございます。そして、私、教育総務課長の山田 充でございます。

以上で、執行部の紹介を終わります。

○副議長（望月慶子君） ただいまから、平成17年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会を開会します。

直ちに日程に入ります。

日程第1、「議席の指定」を行います。

今回、南あわじ市選出議員に異動がありましたので、改めて議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配付しました議席表のとおり指定いたします。

次は、日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（望月慶子君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（望月慶子君） ご異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

それでは、議長に小林重明君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました小林重明君を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（望月慶子君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました小林重明君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小林重明君が議場におられますので、本席から会議規則第38条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、当選の承諾を兼ねての就任のあいさつをお願いいたします。

○議長（小林重明君） 議長就任にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、私を議長に選出いただきましてまことにありがとうございます。これまでの経験を生かし、議員各位のご理解とご協力をいただきながら、小中学校組合議会を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたしまして、就任のあいさつにかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（望月慶子君） あいさつが終わりました。

以上で、議長としての職務は終了いたしました。議員各位のご協力に対し、心よりお礼を申し上げます。

議長と議長席を交代いたします。

（副議長は議席へ、議長は議長席へ）

○議長（小林重明君） 次は、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

6番 木戸祥行君、7番 小嶋節士君をお願いいたします。

次は、日程第4、「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林重明君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

それでは、日程第5、承認第1号「南あわじ市・洲本市小中学校組合の休日を定める条例の一部を改正する条例ほか23件の制定について」を議題といたします。

これより承認第1号に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

(管理者、代理説明者の名前を告げる)

○議長(小林重明君) 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長(喜田憲康君) ただいま上程いただきました承認第1号「南あわじ市・洲本市小中学校組合の休日を定める条例の一部を改正する条例ほか23件の制定について」の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、次のページにつけさせていただいております専決処分条例一覧表の条例番号1から24に係る条例につきまして、一括して専決処分の承認を求めらるるものでございます。

これらの条例は、平成17年1月11日付三原郡4町合併により南あわじ市が設置され、当組合の組織の名称が変更されたことに伴う条例制定及び条例の一部改正が18件、南あわじ市の条例を適用するための条例の一部改正6件につき専決処分を行うものでございます。

なお、本日お手元にお配りさせていただいております。附属資料3ページから30ページに条例番号ごとで、改正となりました条文をつけさせていただいておりますので、後ほどごらんおきいただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(小林重明君) 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、議事の順序を変更し、直ちに表決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林重明君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに表決に入ります。

ただいま上程中の承認第1号を採決します。

本件は、承認することに決して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林重明君) ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第6、承認第2号「南あわじ市から南あわじ市・洲本市小中学校組合への学校給食事務の一部の委託について」を議題といたします。

これより承認第2号に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

(管理者、代理説明者の名前を告げる)

○議長(小林重明君) 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長(喜田憲康君) ただいま上程いただきました承認第2号「南あわじ市から南あわじ市・洲本市小中学校組合への学校給食事務の一部の委託について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、旧緑町が倭文小学校、中学校の学校給食事務について、旧緑町・洲本市小中学校組合に委託していたものでございます。緑町が南あわじ市に名称変更したことに伴い、本年1月10日付で委託廃止を行うとともに、1月11日から南あわじ市・洲本市小中学校組合に学校給食事務を委託するものでございます。

なお、規約全文につきましては、附属資料31ページにつけさせていただいておりますので、後ほどごらんおきいただきたいと思っております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議のほどご承認をお願い申し上げます。

○議長（小林重明君） 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、議事の順序を変更し、直ちに表決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに表決に入ります。

ただいま上程中の承認第2号を採決します。

本件は、承認することに決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第7、承認第3号「南あわじ市・洲本市小中学校組合、南あわじ市の学校給食事務委託に関する規約制定について」を議題といたします。

これより承認第3号に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

（管理者、代理説明者の名前を告げる）

○議長（小林重明君） 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長（喜田憲康君） それでは、承認第3号「南あわじ市・洲本市小中学校組合、南あわじ市の学校給食事務委託に関する規約制定について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、ただいま承認第2号でご承認いただきました学校給食事務の一部委託に関しまして、当規約の条文、字句等の整理を行い、改正規約に基づいて、倭文小学校、中学校の学校給食事務を南あわじ市・洲本市小中学校組合に委託する改正規約の制定に係る専決処分であります。

本規約の制定につきましては、昨年11月29日開催の旧学校組合議会におきまして、議員各位にご協議をいただいたものでございます。

以上、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（小林重明君） 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、議事の順序を変更し、直ちに表決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに表決に入ります。

ただいま上程中の承認第3号を採決します。

本件は、承認することに決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

日程第8、承認第4号「淡路公平委員会設置に関する規約の変更について」を議題といたします。

これより承認第4号に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

（管理者、代理説明者の名前を告げる）

○議長（小林重明君） 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長（喜田憲康君） それでは、ただいま上程いただきました承認第4号「淡路公平委員会設置に関する規約の変更について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、旧1市10町で組織する当委員会につきまして、三原郡4町合併による南あわじ市設置に伴い、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき同条第3項において準用する第252条の2第3項の規定により、平成17年1月11日付で改正規約を制定し、淡路公平委員会に加入するものでございます。

なお、本規約改正箇所につきましては、附属資料33ページにつけさせていただいておりますので、後ほどごらんおきいただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林重明君） 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、議事の順序を変更し、直ちに表決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに表決に入ります。

ただいま上程中の承認第4号を採決します。

本件は、承認することに決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

日程第9、承認第5号「淡路教育事務協議会への加入について」を議題といたします。

これより承認第5号に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

（管理者、代理説明者の名前を告げる）

○議長（小林重明君） 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長（喜田憲康君） ただいま上程いただきました承認第5号「淡路教育事務協議会への加入について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、島内1市10町で加入しておりました当協議会を本年1月10日付で脱退することにつき、昨年12月、旧4町の定例議会におきましてご決定いただいたものでありますが、平成17年1月11日付で南あわじ市として当協議会に加入したものでございます。

規約改正箇所につきましては、参考資料34ページ以降につけさせていただいておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（小林重明君） 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、議事の順序を変更し、直ちに表決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに表決に入ります。

ただいま上程中の承認第5号を採決します。

本案は、承認することに決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第10、承認第6号「淡路教育事務協議会規約の変更について」を議題といたします。

これより承認第6号に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

（管理者、代理説明者の名前を告げる）

○議長（小林重明君） 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長（喜田憲康君） ただいま上程いただきました承認第6号「淡路教育事務協議会規約の変更について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この規約の改正は、平成17年4月1日付で、津名郡津名町、東浦町、淡路町、北淡町及び一宮町の合併に伴う5町の脱退による構成団体の減少に伴い、同協議会規約第3条に定める共同設置する構成団体の一部改正及び第6条に定める組織の一部改正

を行うものであります。

また、淡路市の加入につきましては、淡路市長職務執行者からの加入申請により、平成17年4月1日付で規約改正する予定でございます。

以上で、提案理由の説明といたしますが、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林重明君） 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、議事の順序を変更し、直ちに表決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに表決に入ります。

ただいま上程中の承認第6号を採決します。

本件は、承認することに決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

日程第11、承認第7号「淡路公平委員会設置規約の一部を改正する規約の変更について」を議題といたします。

これより承認第7号に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

（管理者、代理説明者の名前を告げる）

○議長（小林重明君） 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長（喜田憲康君） ただいま上程いただきました承認第7号「淡路公平委員会設置規約の一部を改正する規約の変更について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この規約の改正は、平成17年4月1日付の津名郡、津名町、東浦町、淡路町、北

淡町及び一宮町の合併による当該5町及び淡路・東浦広域下水道組合の脱退による構成団体の減少に伴い、同委員会規約の第1条に定める共同設置する構成団体の一部改正及び淡路市町長会におきまして、淡路公平委員会で構成団体の合併後においても共同設置のままで事務局を淡路広域行政事務組合に置くことが決定されたことによる事務局の変更に伴う第3条に定める執務場所、第6条に定める負担金、第8条に定める予算、第9条に定める決算報告等の一部正をするものでございます。

なお、附則で、この規則の施行日を平成17年4月1日と定めております。また、淡路市の加入につきましては、淡路市長職務執行者からの加入申請により、平成17年4月1日付で規約改正する予定でございます。

なお、改正となりました条文につきましては、附属資料につけさせていただきますので、後ほどごらんおきいただきたいと思っております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますが、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林重明君） 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、議事の順序を変更し、直ちに表決に入りたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに表決に入ります。

ただいま上程中の承認第7号を採決します。

本件は、承認することに決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

日程第12、承認第8号「兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について」を議題といたします。

これより承認第8号に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

(管理者、代理説明者の名前を告げる)

○議長(小林重明君) 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長(喜田憲康君) ただいま上程いただきました承認第8号「兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この規約の改正は、兵庫県下で市町合併が行われておりますが、これに伴います構成団体の減少に伴い、同組規約第8条に定める副組合長の定数を減じる一部改正及び組合を組織する市町等の一部改正並びに議会議員の互選する選挙区の一部改正を行うものでございます。

一部改正となる条文につきましては、附属資料40ページにつけさせていただいておりますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますが、議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林重明君) 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、議事の順序を変更し、直ちに表決に入りたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林重明君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに表決に入ります。

ただいま上程中の承認第8号を採決します。

本件は、承認することに決して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林重明君) ご異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。

日程第14 議案第1号「平成17年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計暫定予算」を議題といたします。

これより上程議案に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

(管理者、代理説明者の名前を告げる)

○議長(小林重明君) 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長(喜田憲康君) ただいま上程いただきました「平成17年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計暫定予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

なお、暫定予算計上における基本的な考え方といたしまして、今回、4月から6月までのおおむね3カ月間の必要な経費、事務的経費を中心とした計上でございます。6月に本予算を計上することといたしておりますが、今回の暫定予算におきましては、歳入につきましても、4月から6月までの収入が見込まれるものを計上いたしておりますし、普通建設事業等の投資的事業等、また政策的事業等は歳出予算に計上しない経費に係る特定財源を歳入予算には計上いたしておりません。

また、歳出につきましても、義務的経費、人件費、扶助費、公債費をはじめ經常的事務事業、一般的事務的経費、施設等の維持管理費を中心とした計上となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、歳入歳出予算第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,389万1,000円と定めてございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出暫定予算によります。後ほどご説明をさせていただきます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用となっております。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金3,117万1,000円でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 1 4 万 1, 0 0 0 円でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金 1 0 0 万円、前年度繰越金でございます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

7 款諸収入、2 項受託事業収入 1 3 4 万 6, 0 0 0 円、市立学校受託分の給食事務受託収入でございます。

7 款諸収入、3 項雑入 2 3 万 3, 0 0 0 円、小学校、中学校の日本スポーツ振興センター保護者の負担金でございます。

次に、歳出、9 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款議会費、1 項議会費 3 2 万 3, 0 0 0 円、議会の運営に関する経費でございます。

2 項総務費、1 項総務管理費、1 0 ページの合計金額 8 8 万 3, 0 0 0 円でございます。

2 款監査委員費 2 万 1, 0 0 0 円、監査委員に関する報酬、需用費等でございます。

3 款教育費、1 項教育総務費、1 2 ページの合計金額 3 6 1 万 2, 0 0 0 円でございます。主として教育振興費の委託料、使用料及び賃借料等が主たる支出経費でございます。

次に、1 2 ページの 2 項小学校費、1 5 ページに合計金額が出ておりますが、1, 0 1 8 万 8, 0 0 0 円でございます。

学校管理費の委託料関係、使用料関係、また教育振興の需用費、負担金等が主な経費でございます。

1 5 ページ、3 項中学校費、合計は 1 7 ページに出ておりますが、9 8 2 万 9, 0 0 0 円でございます。

学校管理費の人件費、需用費、委託料、そして教育振興費の使用料、負担金等が主たる経費でございます。

次に、1 8 ページ、4 項保健体育費 8 8 3 万 5, 0 0 0 円、人件費のほか需用費が主たる経費でございます。

5 款予備費、1 項予備費 2 0 万円。

以上、「平成 1 7 年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計暫定予算」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林重明君） 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに表決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林重明君) ご異議なしと認めます。

よって、さように決しました。

それでは、ただいま上程中の「平成17年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計暫定予算」についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林重明君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、承認することに決定しました。

次は、日程第14、議案第2号「平成16年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

これより上程議案に対する管理者の説明を求めます。

管理者南あわじ市長 中田勝久君。

(管理者、代理説明者の名前を告げる)

○議長(小林重明君) 代わって、教育部長 喜田憲康君。

○教育部長(喜田憲康君) ただいま上程いただきました議案第2号「平成16年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第3号)」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この補正予算は、旧4町で新市に持ち込んでおります平成16年度暫定予算を編成した後、歳入歳出それぞれ調整を行いまして編成をしたものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ130万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,940万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。後ほどご説明申し上げます。

地方債の補正、第2条 地方債の変更は、第2表、地方債補正によるとおりであります。後ほどご説明申し上げます。

一時借入金の補正、第3条 一時借入金の借入の最高額に8,000万円を追加し、一時借入金の借入の最高額を1億3,000万円とするものでございます。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正、起債の目的、義務教育施設整備事業、補正前の額7,410万円、補正額60万円、計7,470万円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出補正予算、事項別明細書で説明を申し上げます。

初めに、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、補正前の額から補正額94万6,000円を減額し、2億1,037万7,000円でございます。南あわじ市・洲本市の分担金の調整でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額から85万9,000円を減額し、3,102万7,000円でございます。

小学校費、中学校費の準要保護児童等の援助費の預金の調整でございます。

次に、5ページ、7款諸収入、2項受託事業収入、補正前の額から9万5,000円を減額し、600万7,000円でございます。給食事務の受託収入の調整でございます。

次に、8款組合債、1項組合債、補正前の額に60万円を増額し7,470万円です。義務教育施設整備事業債でございます。

次に、6ページ、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、補正前の額から1万5,000円を減額し、129万3,000円でございます。報酬並びに使用料及び賃借料等の調整でございます。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額から6,000円を減額し、248万9,000円でございます。人件費、旅費等の調整でございます。

3款教育費、1項教育総務費、次の8ページに総額が出ておりますが、補正前の額から6万4,000円を減額し2,151万5,000円ということでございます。負担金、報償費、需用費等の調整でございます。

2項小学校費、補正前の額から73万9,000円を減額し、1億6,488万7,000円とするものでございます。学校管理費、教育振興費等の歳出の減でございます。

9ページ、中学校費、補正前の額から61万7,000円を減額し、3,945万4,000円とするものでございます。学校管理費の減、教育振興費の増でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

4項保健体育費、補正前の額に13万5,000円を増額し、3,282万2,000円とするものでございます。人件費の調整、工事請負費等の減、負担金等の増でございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

4款公債費、1項公債費、補正前の額に6,000円を増額し、6,667万5,000円とするものでございます。一時借入金の利子でございます。

以上で、「平成16年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第3号）」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林重明君） 上程に対する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

順次発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに表決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

よって、さように決しました。

それでは、ただいま上程中の「平成16年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第3号）」についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林重明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成17年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会では、会議における案件を議員各位のご精励により、無事議了し、閉会を宣告できましたことは、まことにご同慶の至りでございます。

まだまだ寒い日があります。議員各位をはじめ執行部の皆様方には、何かとお忙しいこととは思いますが、お体をご自愛なされまして、ますますのご活躍を心からお祈り申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

続いて、副管理者洲本市長 柳 実郎君よりあいさつがございました。

○副管理者（洲本市長 柳 実郎君） ……適切妥当なご決定をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。議決いただきましたことをもとに、ニュー南あわじ市、フレッシュ南あわじ市と我が洲本市ともども健全な運営に努めたいと存じますので、どうぞ議員各位の皆様、この上もご指導をよろしくお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

本日は、本当にご苦勞さんでございました。

午前10時58分 閉会